

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、国民年金に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

弥彦村長

公表日

平成27年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 ・日本年金機構からの法定委任事務として、国民年金法施行令第1条の2に規定されるものの国民年金に関する事務を行う。</p> <p>【処理の流れ】 ①被保険者からの資格の取得・喪失・種別変更、氏名・住所の変更等に関する届書を受理し、年金事務所等に報告する。 ②被保険者からの任意加入及び資格喪失の申出を受理し、年金事務所等に報告する。 ③被保険者からの任意脱退の承認申請を受理・審査し、年金事務所等に報告する。 ④被保険者からの保険料全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理・審査し、年金事務所等に報告する。 ⑤受給権者からの裁定請求・その他給付に係る申請等を受理・審査し、年金事務所等に報告する。</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番31
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 笹岡 正夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 住民福祉課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3132

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

